

公立幼稚園の新制度移行について

印西市教育委員会教育部学務課

【資料 4】

1 公立幼稚園のこれまでの経緯について

平成 26 年度第 4 回子ども・子育て会議（平成 27 年 1 月 20 日）【資料 3】「公立幼稚園の保育料等について」のとおり

2 公立幼稚園（2 園）の現状について

(1) 園児数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

園児数	3 歳児		4 歳児		5 歳児		合計	
	定員	在籍数	定員	在籍数	定員	在籍数	定員	在籍数
瀬戸幼稚園	—	—	105	26	105	36	210	62
もとの幼稚園	105	89	105	98	105	85	315	272
合計	105	89	210	124	210	121	525	334

(2) 学級数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学級数	3 歳児		4 歳児		5 歳児		合計	
	教室数	学級数	教室数	学級数	教室数	学級数	教室数	学級数
瀬戸幼稚園	—	—	3	1	3	2	6	3
もとの幼稚園	3	3	3	3	3	3	9	9
合計	3	3	6	4	6	5	15	12

(3) 職員数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

職員数	管理職	教諭		非常勤職員		その他	合計	
	園長	正職員	任期付職員	補助教諭	支援員	運転手	職員	非常勤職員
瀬戸幼稚園	1	3	1	2	4		5	6
もとの幼稚園	1	6	4	6	4	1	12	10
合計	2	9	5	8	8	1	17	16

(4) 運営方法（平成 29 年度から）

運営方法	教育時間	保育年数	給食	送迎バス	運行範囲	制服
瀬戸幼稚園	標準時間	2 年	外部委託	3 台	印旛地区	有
もとの幼稚園	標準時間	3 年	外部委託	2 台	本埜地区	有

【資料 4】

(5) 公立幼稚園の管理運営に要する経費

(単位:千円)

歳出	職員人件費	非常勤職員賃金	管理運営費	施設管理費	合計
平成 28 年度決算	80,863	18,413	31,687	5,973	136,936
平成 29 年度予算	99,330	22,606	39,175	3,473	164,584
歳入	保育料	給食費	バス利用者負担金	合計	対歳出の割合
平成 28 年度決算	24,557	15,377	2,097	42,031	30.69%
平成 29 年度予算	22,296	19,412	2,376	44,084	26.79%

(6) 入園料及び保育料（印西市幼稚園保育料等に関する条例）

入園料・保育料	入園料 (入園年のみ)	保育料（月額）	保育料（年額）	入園料+保育料 (年額)
3 歳児	2,000 円	8,000 円	—	98,000 円
4 歳児	2,000 円	6,000 円	72,000 円	74,000 円
5 歳児	2,000 円	6,000 円	72,000 円	74,000 円

(7) 入園料及び保育料の減免（印西市立幼稚園保育料等の減免措置に関する規則）

保育料等の減免限度額	減免限度額（年額）		
	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
生活保護世帯	79,000 円	79,000 円	79,000 円
市町村民税所得割非課税世帯	20,000 円	50,000 円	79,000 円
上記区分以外の世帯	0 円	40,000 円	79,000 円

3 歳児 減免後の保育料等（年額）	減免後の保育料等（年額）		
	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
生活保護世帯	19,000 円	19,000 円	19,000 円
市町村民税所得割非課税世帯	78,000 円	48,000 円	19,000 円
上記区分以外の世帯	98,000 円	58,000 円	19,000 円
4 歳児・5 歳児 減免後の保育料等（年額）	減免後の保育料等（年額）		
	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
生活保護世帯	0 円	0 円	0 円
市町村民税所得割非課税世帯	52,000 円	22,000 円	0 円
	54,000 円	24,000 円	
上記区分以外の世帯	72,000 円	32,000 円	0 円
	74,000 円	34,000 円	

(8) その他の費用

- ・ 送迎バス利用者負担金（印西市幼稚園送迎バス実施要綱）
月額 1, 0 0 0 円（幼稚園から乗降場所まで 2km 未満）
月額 1, 2 0 0 円（幼稚園から乗降場所まで 2km 以上）
- ・ 給食費（印西市立幼稚園における給食の提供に関する規則）
実費徴収（月額 4, 5 0 0 円を徴収し、年度末に実績により清算）
- ・ 諸費用 上記の他に、教材や制服等の購入費及び月々の諸費用を別途徴収

3 公立幼稚園の新制度への移行について

「自治体向け FAQ【第 15 版】平成 29 年 3 月 8 日」より

(1) 公立幼稚園の新制度の位置づけ (No.181)

住民の教育・保育に係る需要量を的確に把握し、それに応じた供給体制を確保する義務を有する市町村が、自ら設置者となっている公立幼稚園について、あえて新制度に移行しないという選択をすることは基本的に想定されず、私立施設を運営する事業者との円滑な関係性を構築する観点や住民に対する説明の観点からも移行が必須と考える。

(2) 利用者負担 (No.120)

利用者負担額は、教育・保育を提供するに当たって通常必要となる人件費、事業費、管理費等の全部又は一部を保護者に負担していただくもの。

(3) 公立幼稚園の利用者負担額（階層区分） (No.187)

公立幼稚園の利用者負担額については、従来の徴収額、公立施設の役割、意義、幼保・公私間のバランス、激変緩和の必要性を考慮の上、最終的には市町村が判断すべきものである。設定に当たり、必ずしも国が定める所得階層区分どおりの区分とする必要はないが、国が定める上限は公私共通の基準となるため、それぞれの階層区分ごとに、国の定める基準の範囲内で設定されていることが必要である。

(4) 利用者負担額の日割り (No.130、133)

月途中で入退所があった場合は、教育標準時間認定は、20 日を基本として日割り計算するが、入園式や卒園式が月の途中であっても、在籍は 4 月 1 日から 3 月 31 日であるため、日割り計算はしない。

(5) 夏季休業中の利用者負担 (No.173)

利用者負担額は、基本的に年間の必要経費を月額に算定しているものであり、休業期間中も通常の利用に当たり、利用者負担が生じる。

【資料 4】

(6) 公立幼稚園の利用者負担額の徴収根拠・位置づけ (No.117)

公立幼稚園の利用者負担額については、地方自治法の「使用料」に当たるため、条例で徴収根拠を定めることにより公債権として整理される。また、条例で定める際には、金額の設定を全面的に規則に委ねることはできないので、少なくとも、条例上、上限額あるいは範囲等が規定されることが求められる。

(7) 入園料 (No.113)

入園料については、基本的には、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では教育・保育に要する費用の対価として利用者に負担を求める費用は、原則として所得段階に応じて市町村が定める利用者負担額を毎月徴収することにより賄うことが基本となる。

(8) 実費徴収 (No.115)

実費徴収は、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食費・食材費、通園バス代などがこれに該当すると考えられる。なお、実費徴収については、保護者の同意（書面による必要はない）が必要となる。

(9) 就園奨励費の取り扱い (No.185)

公立幼稚園については、全て新制度に移行することを想定しており、就園奨励費補助金（国庫補助）の対象外である（平成 27 年度より）。

(10) 3 年保育の実施 (No.184)

新制度への移行に伴い、3 年保育を実施する義務が生じるものではない。事業計画の策定に当たり、見込んだ 3 歳児の教育・保育のニーズに対し、私立幼稚園や認定こども園を含めた供給が不足している場合には、私立幼稚園などによる対応を含め、その確保策を講じる必要がある。

4 今後の方向性について

(1) 公立幼稚園の新制度への早期移行について

印西市では、平成 27 年度の新制度移行を見送ってきたが、これまで公立幼稚園のあり方や運営方法、利用者負担額等について、教育委員会内部で検討を進めており、新制度への早期移行を目指しているところである。

公立幼稚園の運営方法については、瀬戸幼稚園が 2 年保育、もとの幼稚園が 3 年保育という違いはあるが、それ以外では平成 29 年度より統一が図れている。

【資料 4】

これらを踏まえ、保育料等や送迎バス利用者負担金については、平成 31 年度を目途に改定することとし、平成 29 年度の募集要項には具体的な金額は明記せず、改定がある旨のみ記載して入園希望の保護者には周知したところである。

新制度への移行については、教育・保育を提供するに当たって通常必要となる人件費、事業費、管理費等の一部負担として、公立幼稚園の役割、意義、幼保・公私間のバランス、激変緩和の必要性を考慮の上、利用者負担額を早期に設定したいと考える。

(2) 公立幼稚園の役割とあり方について

印西市では、公立幼稚園は私立幼稚園の補完的役割として、私立幼稚園が私学としての建学の精神に基づき、理想とする教育・保育理念を実践し、それぞれの園で特色のある教育を展開しているのに対し、幼稚園教育要領に則り、標準的な教育の提供に努め、地域の実情に合わせた運営を行っている。

平成 29 年度に私立の認定こども園が新設され、大森幼稚園はその役割を終了し、閉園となったが、印旛地区・本埜地区には私立幼稚園等がないため、子ども・子育て支援法における市町村の責務である、教育・保育の提供体制の確保に努めなければならない。

また、公立幼稚園は、地域的な供給量の問題だけでなく、保育料の安さから母親が就労していない家庭や、特別な支援を必要とする幼児の受け皿としての役割も担っている。

今後の公立幼稚園のあり方については、私立幼稚園との共存のバランスを考慮しながら、私立幼稚園に委ねられる部分については、可能な限り役割を委譲し、規模としては縮小しながら公立幼稚園としての役割を充実させていきたいと考える。

(3) 公立幼稚園の運営課題等について

- ① 瀬戸幼稚園は昭和 56 年築、もとの幼稚園は平成 6 年築と、共に施設の老朽化が著しく、毎年高額な修繕費用がかかっており、施設維持費が増加している。
- ② 慢性的な職員不足が継続しており、正職員だけでなく、任期付き職員や、特別な支援を必要とする幼児に対する支援員（非常勤職員）の確保も困難である。
- ③ 園児数は減少傾向にある一方、特別な支援を必要とする幼児の入園が年々増加している。
- ④ 瀬戸幼稚園の 3 年保育や各幼稚園で預かり保育の要望の声が聞かれるが、施設整備及び人材確保が困難な状況のため、実現の目途が立てられない。
- ⑤ 園児の乗車時間の問題及び私立幼稚園との共存のバランスから、送迎バスの運行区域を市内全域とする考えはないが、今後の運行区域の検討が必要である。

5 公立幼稚園利用者負担額について

(1) 公立幼稚園利用者負担額（案）

公立幼稚園利用者負担額（案）		保育料（月額）		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 1 階層	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円
第 2 階層	市町村民税非課税世帯 所得割非課税世帯含む	1,000 円	0 円	0 円
第 3 階層	市町村民税所得割額 77,100 円以下	5,500 円	2,700 円	0 円
第 4 階層	市町村民税所得割額 211,200 円以下	8,300 円	4,100 円	0 円
第 5 階層	市町村民税所得割額 211,201 円以上	10,500 円	5,200 円	0 円

- ※ 公立幼稚園利用者負担額を市の定める私立幼稚園利用者負担額の 1/2 の額とし、ひとり親世帯や在宅障害児（者）のいる世帯等への軽減措置を実施する。
- ※ 現行の印西市立幼稚園保育料等の減免措置に関する規則は廃止する。
- ※ 入園料は、上記保育料に含むものとし、別途徴収しない。
- ※ 送迎バス利用者負担金は、幼稚園から乗降場所までの距離に関係なく、月額 1,200 円とする。
- ※ 給食費及び教材や制服等の購入費等の諸費用は、現行どおり実費徴収とする。

(2) 施行時期

上記の公立幼稚園利用者負担額（案）の設定については、平成 31 年度の完全施行を目指し、改定により現行の保育料より低くなる場合は、平成 30 年度から、現行の保育料より高くなる場合は、平成 30 年度は経過措置として現行の保育料を上限とし、平成 30 年 4 月 1 日に公示することとしたい。

なお、平成 30 年度の入園募集の際に、今後の保育料については、新たな「公立幼稚園利用者負担額」に改定する旨を周知し、利用者負担額の金額が決定し次第、随時周知していくこととする。

(3) 公立幼稚園利用者負担額（案）の設定根拠

- ① 現在の保育料等は、平成 22 年の市村合併時に当時各市村の 3 園の保育料等を考慮して決定したものだが、印西市においては 20 年以上保育料等を改定していない。さらに、平成 27 年度の新制度への移行を見送り、この 3 年間保育料等の改定をしていないため、激変緩和の必要性を考慮し、第 5 階層の世帯で最大月額 4,500 円の増額とした。

【資料 4】

- ② 公立幼稚園の現状と課題から、今後ますます経費が増加することが予想されるが、直ちに状況が緩和されるわけではなく、利用者にとっては、サービスの現状維持での改定となるため、最初から私立幼稚園利用者負担額と同額程度にはせず、1/2の額とした。

今後、課題が改善され、サービスの充実とともに私立幼稚園の利用者負担額に近づきたい意向である。

- ③ 国の幼稚園保育料完全無償化の動きがある中、このタイミングで保育料を一気に改定することで、一時的に一部の人だけの負担が極端に増額することを避け、今後も国の動向を確認しながら検討していきたい。

(4) 比較

市の定める私立幼稚園利用者負担額 (認定こども園)・市内私立幼稚園平均 との比較		保育料等 (月額)		
		公立幼稚園 ※新制度 (案)	認定こども園 ※平成 30 年改正案	私立幼稚園平均 ※就園奨励費等充当後
第 1 階層	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円
第 2 階層	市町村民税非課税世帯 所得割非課税世帯含む	1,000 円	2,000 円	0 円
第 3 階層	市町村民税所得割額 77,100 円以下	5,500 円	11,000 円	1,2400 円
第 4 階層	市町村民税所得割額 211,200 円以下	8,300 円	16,600 円	16,900 円
第 5 階層	市町村民税所得割額 211,201 円以上	10,500 円	21,000 円	22,000 円
現行の公立幼稚園保育料 (減免後)・市 の定める私立幼稚園利用者負担額 (認 定こども園)との比較		保育料等 (年額)		
		公立幼稚園 ※減免後	公立幼稚園 ※新制度 (案)	認定こども園 ※平成 30 年改正案
第 1 階層	生活保護世帯	19,000 円	0 円	0 円
第 2 階層	市町村民税非課税世帯 所得割非課税世帯含む	52,000 円	12,000 円	24,000 円
		54,000 円		
		78,000 円		
第 3 階層	市町村民税所得割額 77,100 円以下	72,000 円	66,000 円	132,000 円
第 4 階層	市町村民税所得割額 211,200 円以下	74,000 円	99,600 円	199,200 円
		98,000 円		
第 5 階層	市町村民税所得割額 211,201 円以上		126,000 円	252,000 円

平成 26 年度第 4 回子ども・子育て会議（平成 27 年 1 月 20 日）【資料 3】

公立幼稚園の保育料等について

印西市教育委員会学務課

1 公立幼稚園（3園）の現状について

（1）入園料及び保育料（印西市幼稚園保育料等に関する条例）

入園料 2,000円

保育料 6,000円／月（3歳児は8,000円／月）

※給食費、園児送迎用バス代、教材費等は別途徴収

（2）通園者数（平成 26 年 5 月 1 日現在）

園児数	3歳児	4歳児	5歳児	計
大森幼稚園	—	28	25	53
瀬戸幼稚園	—	34	54	88
もとの幼稚園	100	101	99	300
合計	100	163	178	441

2 公立幼稚園就園奨励費制度について

（1）保育料等の減免措置について（印西市立幼稚園保育料等の減免措置に関する規則）

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を印西市立幼稚園保育料等の減免措置に関する規則に基づき実施している。（補助率：国 1 / 3 ・ 市 2 / 3）

<従来条件> 第1子または兄・姉が幼稚園に就園している場合

階層区分	減免限度額		
	(第1子)	(第2子)	(第3子以降)
生活保護世帯	79,000円	79,000円	79,000円
市町村民税非課税世帯・ 市町村民税所得割非課税世帯	20,000円	50,000円	79,000円
上記区分以外の世帯	—	40,000円	79,000円

<新条件> 兄・姉が小学校1～3年生にいる場合

階層区分	減免限度額		
	(第1子)	(第2子)	(第3子以降)
生活保護世帯	—	79,000円	79,000円
市町村民税非課税世帯・ 市町村民税所得割非課税世帯	—	50,000円	79,000円
上記区分以外の世帯	—	40,000円	79,000円

3 公立幼稚園の運営方法の違いについて

区分	大森幼稚園	瀬戸幼稚園	もとの幼稚園
保育年数	2年	2年	3年
給食	無	センター方式	委託
園児バス	無	委託	一部委託
制服	無	無	有

※大森幼稚園は、平成 29 年度に印旛高校跡地へ新設される幼保一体施設に移行する予定です。

4 今後の方向性について

(1) 国の考え方

①公立幼稚園の新制度への移行について

私立幼稚園を運営する事業者との円滑な関係性を構築する観点や住民に対する説明の観点からも公立幼稚園は新制度に移行することとなる。

②新制度における利用者負担の設定について

公立幼稚園については、施設型給付費の財源のすべてが市町村の公費負担となることなどを踏まえ、国では公立施設用の公定価格や利用者負担基準を定めることは予定していない。

公立幼稚園の利用者負担の設定については、それぞれの市町村における現行の利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、市町村で判断するものとなっている。

(2) 印西市教育委員会の考え方

今後の公立幼稚園の在り方等について、まずは各園で異なっている運営方法の統一化を図り、その後「印西市子ども・子育て会議」での意見等を踏まえながら、利用者負担額（保育料）の見直しについて検討を進めることとする。

よって、当面は現状の保育料を維持（入園料は「上乗せ徴収」）するとともに、就園奨励費制度は市独自事業として実施していく。